

条 例 議 案 の 概 要

—令和8年3月定例会—
(追加議案)

目 次

議案第 64 号	盛岡市職員給与支給条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・	1
議案第 65 号	盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について・・・・	3

議案第 64 号

盛岡市職員給与支給条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

安定的な採用確保を図るため、獣医師の初任給調整手当の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

獣医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度額を7万円（現行6万円）に改める。

3 施行期日

令和8年4月1日

盛岡市職員給与支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号</p> <p>改正 略 令和8年 年 日条例第 号</p> <p>盛岡市職員給与支給条例</p> <p>第1条から第17条まで 略</p> <p>第17条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日以後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額31万800円</p> <p>(2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額7万円</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第18条から第37条まで 略</p> <p>附 則 略 附 則 (令和8年条例第 号)</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1から別表第3まで 略</p> <p>参考 略</p>	<p>○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市職員給与支給条例</p> <p>第1条から第17条まで 略</p> <p>第17条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日以後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額31万800円</p> <p>(2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額6万円</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第18条から第37条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表第1から別表第3まで 略</p> <p>参考 略</p>

議案第 65 号

盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

動物死体処理手当及び危険鳥獣等捕獲等手当を新設するほか、高病原性鳥インフルエンザ等のまん延を防止するための措置に係る作業に従事したときにおける防疫等作業手当の支給の特例を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 動物死体処理手当の新設

ア 支給要件

職員が、規則で定める動物の死体の収集及び運搬の作業（規則で定める作業を除く。）に従事したときに支給する。

イ 手当額

作業1回につき 380円

(2) 危険鳥獣等捕獲等手当の新設

ア 支給要件

職員が、危険鳥獣等（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第6項に規定する危険鳥獣その他規則で定める鳥獣をいう。以下同じ。）の捕獲等（同条第8項に規定する捕獲等をいう。）をするための作業その他の危険鳥獣等による市民等に対する危害を防止するための措置に係る作業で規則で定めるものに従事したときに支給する。

イ 手当額

作業1日又は1回につき 5,000円の範囲内で規則で定める額

(3) 防疫等作業手当に係る特例規定の追加

ア 支給要件

当分の間の措置として、職員が、高病原性鳥インフルエンザその他の家畜伝染病予防法（昭和26年法律 第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病であって規則で定めるものに係る同条第2項に規定する患畜若しくは同項に規定する疑似患畜又はこれらの死体が所在し、又は所在していた畜舎の敷地又はこれに準ずる区域として規則で定めるものにおいて、当該家畜伝染病のまん延を防止するための措置に係るものとして規則で定める作業に従事したときに支給する。

イ 手当額

作業1日につき4,000円の範囲内で規則で定める額（夜間に従事したときは、100分の25の範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を当該規則で定める額に加算する。）

ウ その他適用除外

当該作業に従事した場合にあっては、条例第5条に規定する防疫等作業手当（作業1日につき350円）は適用しない。

3 施行期日

公布の日から施行し、危険鳥獣等捕獲等手当の規定は、令和7年11月14日から適用する。

盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例 昭和36年3月28日条例第8号</p>	<p>○盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例 昭和36年3月28日条例第8号</p>
<p>改正 略 令和8年 月 日条例第 号</p>	<p>改正 略</p>
<p>盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例 盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年条例第28号）の全部を改正する。</p>	<p>盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例 盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年条例第28号）の全部を改正する。</p>
<p>第1条 略 （特殊勤務手当の種類）</p>	<p>第1条 略 （特殊勤務手当の種類）</p>
<p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 賦課徴収手当 (2) 社会福祉業務手当 (3) 防疫等作業手当 (4) と畜検査手当 (5) 精神保健福祉業務手当 (6) 衛生検査業務手当 (7) 清掃業務手当 (8) 動物死体処理手当 (9) 危険鳥獣等捕獲等手当 (10) 土木作業手当 (11) 動物飼育手当 (12) 特殊自動車運転手当 (13) 土地買収等交渉手当 (14) 高所作業手当 (15) 坑内作業手当 (16) 災害応急作業等手当</p>	<p>(1) 賦課徴収手当 (2) 社会福祉業務手当 (3) 防疫等作業手当 (4) と畜検査手当 (5) 精神保健福祉業務手当 (6) 衛生検査業務手当 (7) 清掃業務手当 (8) 土木作業手当 (9) 動物飼育手当 (10) 特殊自動車運転手当 (11) 土地買収等交渉手当 (12) 高所作業手当 (13) 坑内作業手当 (14) 災害応急作業等手当</p>
<p>第3条から第9条まで 略 (動物死体処理手当)</p>	<p>第3条から第9条まで 略</p>
<p>第10条 動物死体処理手当は、職員が、規則で定める動物の死体の収集及び運搬の作業（規則で定める作業を除く。）に従事したときに支給する。</p>	<p>第10条 動物死体処理手当は、職員が、規則で定める動物の死体の収集及び運搬の作業（規則で定める作業を除く。）に従事したときに支給する。</p>
<p>2 前項の手当の額は、作業1回につき380円とする。 (危険鳥獣等捕獲等手当)</p>	<p>2 前項の手当の額は、作業1回につき380円とする。 (危険鳥獣等捕獲等手当)</p>
<p>第11条 危険鳥獣等捕獲等手当は、職員が、危険鳥獣等（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第6項に規定する危険鳥獣その他規則で定める鳥獣をいう。以下同じ。）の捕獲等（同条第8項に規定する捕獲等をいう。）をするための作業その他の危険鳥獣等による市民等に対する危害を防止するための措置に係る作業で規則で定めるものに従事したときに支給する。</p>	<p>第11条 危険鳥獣等捕獲等手当は、職員が、危険鳥獣等（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第6項に規定する危険鳥獣その他規則で定める鳥獣をいう。以下同じ。）の捕獲等（同条第8項に規定する捕獲等をいう。）をするための作業その他の危険鳥獣等による市民等に対する危害を防止するための措置に係る作業で規則で定めるものに従事したときに支給する。</p>
<p>2 前項の手当の額は、作業1日又は1回につき5,000円の範囲内で規則で定める額とする。 (土木作業手当)</p>	<p>2 前項の手当の額は、作業1日又は1回につき5,000円の範囲内で規則で定める額とする。 (土木作業手当)</p>
<p>第12条 土木作業手当は、道路の整備作業に直接従事する職員で規則で定めるものに対して支給する。</p>	<p>第10条 土木作業手当は、道路の整備作業に直接従事する職員で規則で定めるものに対して支給する。</p>
<p>2 前項の手当の額は、作業1日につき190円とする。 (動物飼育手当)</p>	<p>2 前項の手当の額は、作業1日につき190円とする。 (動物飼育手当)</p>
<p>第13条 動物飼育手当は、動物の飼育業務に従事する獣医師に対して支給する。</p>	<p>第11条 動物飼育手当は、動物の飼育業務に従事する獣医師に対して支給する。</p>
<p>2 前項の手当の額は、業務1日につき520円とする。 (特殊自動車運転手当)</p>	<p>2 前項の手当の額は、業務1日につき520円とする。 (特殊自動車運転手当)</p>
<p>第14条 特殊自動車運転手当は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に掲げる特殊自動車（農耕作業用自動車にあつては、大型特殊自動車に限る。）の運転に従事した職員に対して支給する。</p>	<p>第12条 特殊自動車運転手当は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に掲げる特殊自動車（農耕作業用自動車にあつては、大型特殊自動車に限る。）の運転に従事した職員に対して支給する。</p>
<p>2 前項の手当の額は、作業1日につき350円の範囲内で規則で定める額とする。 (土地買収等交渉手当)</p>	<p>2 前項の手当の額は、作業1日につき350円の範囲内で規則で定める額とする。 (土地買収等交渉手当)</p>
<p>第15条 土地買収等交渉手当は、土地、家屋その他物件の移転若しくは買収又は土地境界査定のため現地において直接交渉（国、地方公共団体その他規則で定める者との交渉を除く。）に従事した職員に対して支給する。</p>	<p>第13条 土地買収等交渉手当は、土地、家屋その他物件の移転若しくは買収又は土地境界査定のため現地において直接交渉（国、地方公共団体その他規則で定める者との交渉を除く。）に従事した職員に対して支給する。</p>
<p>2 前項の手当の額は、業務1日につき330円とする。 (高所作業手当)</p>	<p>2 前項の手当の額は、業務1日につき330円とする。 (高所作業手当)</p>
<p>第16条 高所作業手当は、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所</p>	<p>第14条 高所作業手当は、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所</p>
<p>で測量、調査又は工事の監督の作業に従事した職員に対して支給する。</p>	<p>で測量、調査又は工事の監督の作業に従事した職員に対して支給する。</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の手当の額は、作業1日につき240円の範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>3 第1項の手当は、次条の規定により坑内作業手当を支給される日については、支給しない。 (坑内作業手当)</p>	<p>2 前項の手当の額は、作業1日につき240円の範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>3 第1項の手当は、次条の規定により坑内作業手当を支給される日については、支給しない。 (坑内作業手当)</p>
<p>第17条 坑内作業手当は、トンネルの坑内でトンネルの掘削作業又は工事の監督、検査等の作業に従事した職員で規則で定めるものに対して支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、作業1日につき360円の範囲内で規則で定める額とする。ただし、当該作業が圧搾空気内で行われた場合は、作業1時間につき160円とする。 (災害応急作業等手当)</p>	<p>第15条 坑内作業手当は、トンネルの坑内でトンネルの掘削作業又は工事の監督、検査等の作業に従事した職員で規則で定めるものに対して支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、作業1日につき360円の範囲内で規則で定める額とする。ただし、当該作業が圧搾空気内で行われた場合は、作業1時間につき160円とする。 (災害応急作業等手当)</p>
<p>第18条 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 規則で定める職員が、次に掲げる作業に従事したとき。</p> <p>ア 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査 (ア) 河川の堤防等 (イ) 道路法(昭和27年法律第180号)第46条第1項(第2号を除く。)の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺 (ウ) 港湾施設又は鉄道施設等</p> <p>イ 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業</p> <p>(2) 規則で定める職員が、前号に掲げる作業に相当すると市長が認める作業に従事したとき。</p>	<p>第16条 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 規則で定める職員が、次に掲げる作業に従事したとき。</p> <p>ア 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査 (ア) 河川の堤防等 (イ) 道路法(昭和27年法律第180号)第46条第1項(第2号を除く。)の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺 (ウ) 港湾施設又は鉄道施設等</p> <p>イ 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業</p> <p>(2) 規則で定める職員が、前号に掲げる作業に相当すると市長が認める作業に従事したとき。</p>
<p>2 前項の手当の額は、作業1日につき910円の範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、第2号に定める額を同項の手当の額とする。</p> <p>(1) 第1項第1号アの作業又は同項第2号の作業のうち同項第1号アに掲げる作業に相当する作業が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項の規則で定める額に100分の50の範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を同項の規則で定める額に加算した額</p> <p>(2) 第1項各号の作業が著しく危険である区域として規則で定める区域で行われた場合 前項の規則で定める額に100分の100の範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を同項の規則で定める額に加算した額 (支給方法等の委任)</p>	<p>2 前項の手当の額は、作業1日につき910円の範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、第2号に定める額を同項の手当の額とする。</p> <p>(1) 第1項第1号アの作業又は同項第2号の作業のうち同項第1号アに掲げる作業に相当する作業が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項の規則で定める額に100分の50の範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を同項の規則で定める額に加算した額</p> <p>(2) 第1項各号の作業が著しく危険である区域として規則で定める区域で行われた場合 前項の規則で定める額に100分の100の範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を同項の規則で定める額に加算した額 (支給方法等の委任)</p>
<p>第19条 特殊勤務手当の支給方法その他この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 第1項から第4項まで 略</p>	<p>第17条 特殊勤務手当の支給方法その他この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 第1項から第4項まで 略</p>
<p>5 職員が、高病原性鳥インフルエンザその他の家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病であつて規則で定めるものに係る同条第2項に規定する患者若しくは同項に規定する疑似患者又はこれらの死体が所在し、又は所在していた畜舎の敷地又はこれに準ずる区域として規則で定めるものにおいて、当該家畜伝染病のまん延を防止するための措置に係るものとして規則で定める作業に従事したときは、当分の間、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第5条の規定は、適用しない。</p>	
<p>6 前項の手当の額は、作業1日につき4,000円の範囲内で規則で定める額とする。ただし、午後10時から翌日の午前5時までの間に同項に規定する作業に従事した場合にあつては、当該規則で定める額に100分の25の範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を当該規則で定める額に加算した額とする。</p> <p>附 則 略 附 則 (令和8年条例第 号) この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第9号及び第11条の規定は、令和7年11月14日から適用する。</p>	<p>附 則 略</p>